証券コード：9980

MRK HOLDINGS INC.

第49期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2026年６月24日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前９時）

開催場所 大阪市北区大淀中一丁目１番30号
梅田スカイビル　タワーウエスト７階
当社会議室

議　　案
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　資本金の額の減少の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

【株主様へのお知らせ】
・本総会の議決権行使につきましては、本総会へのご出席のほか、インターネット又は書面（郵送）による事前行使がご利用いただけます。
・今後の状況により、株主総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。
当社ウェブサイト　https://www.mrkholdings.co.jp

【お土産に関するお知らせ】
本総会におきまして、ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。

MRKホールディングス株式会社

(証券コード　9980)
2026年６月９日

株　主　各　位

大阪市北区大淀中一丁目１番30号
MRKホールディングス株式会社
代表取締役社長　岡 本　雅 文

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.mrkholdings.co.jp/ir/stock/meeting/

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/9980/teiji/

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年６月23日（火曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

スマート招集
本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/9980/

記

1．日　　時　2026年６月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2．場　　所　大阪市北区大淀中一丁目１番30号
梅田スカイビル　タワーウエスト７階
当社会議室

※本総会におきまして、ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。

3．目的事項

報告事項　1．第49期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第49期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　資本金の額の減少の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第２項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

［事　業　報　告］主要な事業内容、主要な事業所、使用人の状況、主要な借入先の状況、財産及び損益の状況、対処すべき課題、株式に関する事項、取締役の重要な兼職の状況、責任限定契約の内容の概要、役員等賠償責任保険契約の内容の概要等、社外役員に関する事項、会計監査人に関する事項、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

［連結計算書類］連結株主資本等変動計算書、連結注記表

［計　算　書　類］貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

なお、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した書類は、当該書面に記載している事項のほか、上記に掲げる事項を含みます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日 時 **2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）**

インターネットで議決権を行使される場合



議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）
画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 **2026年6月23日（火曜日）午後6時入力完了分まで**

議決権行使書用紙に記載されたQRコードを読み取っていただくか、議決権行使サイトにアクセスして議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」によりログインしていただき、以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

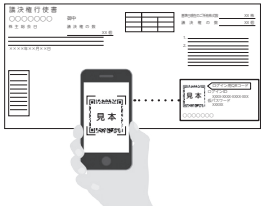

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法等が
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2026年6月23日（火曜日）午後6時到着分まで**

※ 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
※ インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つとして考えております。

第49期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金１円　　総額　金96,532,498円

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
2026年６月25日

第２号議案　資本金の額の減少の件

１．資本金の額の減少の理由

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保すること、並びに税負担の軽減等による税務コストの最適化を図ることにより、将来的な成長投資に向けた財務体質の健全化を図ることを目的とするものであります。

２．資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額
資本金の額6,491,360,843円のうち、6,391,360,843円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日
2026年８月31日

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう１名減員し、取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、事前に社外取締役を中心に構成した任意の指名・報酬委員会を経て決定しており、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況
候補者番号 1 おか　もと　まさ　ふみ 岡　本　雅　文 (1964年12月４日生) 【所有する当社株式の数】 3,375株	1989年４月　P&G Far East Inc. (現P&Gジャパン合同会社) 入社 2001年７月　株式会社シャルレ入社 2004年４月　株式会社プレール 代表取締役 2006年４月　株式会社エヌ・エル・シーコーポレーション 代表取締役 2007年６月　株式会社シャルレ 執行役 2008年12月　同社 代表執行役社長 2009年７月　同社 代表取締役社長 2014年５月　株式会社ユミカツラインターナショナル 取締役副社長 2018年12月　株式会社ラグーナホールディングス 代表取締役社長 2022年１月　株式会社宮武製作所 代表取締役社長 2022年１月　株式会社エア・リゾーム 代表取締役社長 2025年４月　当社 副社長執行役員 2025年４月　マルコ株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 (現任) 2025年６月　当社 取締役 副社長執行役員 2025年10月　MISEL株式会社 取締役 (現任) 2025年10月　株式会社ALTIQS 取締役 (現任) 2026年１月　RIZAP株式会社 執行役員 (現任) 2026年４月　当社 代表取締役社長 社長執行役員 (現任)
【選任理由】同氏は、経営者として、企業経営・事業戦略に関する豊富な知識と経験を有しております。 同氏は、当社グループの経営判断・意思決定の過程でその知識と経験に基づき経営の重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしております。同氏には、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者としたものであります。	

氏　　名	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況
候補者番号 2 塩田（しおた）　徹（てつ） (1973年8月21日生) 【所有する当社株式の数】 －株	2015年４月　パナソニックヘルスケアホールディングス株式会社 (現PHCホールディングス株式会社) 人事部長・総務部長・CEOオフィス部長 2020年６月　RIZAPグループ株式会社 取締役 2020年６月　当社 取締役 2020年８月　RIZAP株式会社 取締役 (現任) 2020年12月　SDエンターテイメント株式会社 取締役 (現任) 2022年４月　RIZAPビジネスイノベーション株式会社 代表取締役社長 (現任) 2022年６月　RIZAPテクノロジーズ株式会社 代表取締役会長 (現任) 2022年９月　REXT株式会社 代表取締役会長兼社長執行役員 (現任) 2022年９月　REXT Holdings株式会社 代表取締役会長兼社長執行役員 (現任) 2023年11月　当社 代表取締役社長 2025年１月　BRUNO株式会社 代表取締役社長執行役員 CEO (現任) 2025年５月　健康コミュニケーションズ株式会社 取締役 (現任) 2025年６月　当社 代表取締役社長 社長執行役員 2025年６月　夢展望株式会社 取締役会長 (現任) 2025年８月　RIZAPグループ株式会社 専務取締役 事業・管理全般・RIZAP統括管掌 (現任) 2026年４月　当社 取締役会長 (現任)
【選任理由】同氏は、人事及び総務等の管理部門に関する豊富な知識と経験を有しており、また、RIZAPグループのグループ各社において経営全般に携わっております。同氏には、これらの知識と経験に基づく助言・提言が期待できるほか、グループ間における連携強化のため引き続き取締役候補者としたものであります。	

氏　　名	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況
候補者番号 3 しげ　みつ　さくら　こ 重　光　桜　子 (1968年7月9日生) 【所有する当社株式の数】 ー株	1991年４月 伊藤忠商事株式会社入社 1998年５月 株式会社ワールド企画入社 2007年２月 江原道株式会社入社 2013年６月 日本タッパーウェア株式会社入社 2014年２月 株式会社ドクターシーラボ入社 2019年１月 株式会社ピリカインターナショナルジャパン入社 2020年８月 ラブストック株式会社 執行役員 (現任) 2021年６月 当社 社外取締役 (現任)
【選任理由及び期待される役割の概要】同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は化粧品・健康食品のマーケティング及び通信販売において、長年にわたる経験と豊富な知識を有しており、当社グループの事業展開に関して、その専門的な知見と女性ならではの視点から、また独立社外取締役の立場から取締役の職務執行に対して適切な助言・提言等をいただき、ガバナンス強化に寄与していただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合には、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。	

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者岡本雅文氏及び塩田徹氏は、現在又は過去10年間において当社の親会社であるRIZAPグループ株式会社またはその子会社の業務執行者であり、各氏の同社及びその各子会社における現在又は過去10年間の地位及び担当は、上記の略歴に記載のとおりであります。
３．取締役候補者重光桜子氏は、社外取締役候補者であります。
４．取締役候補者重光桜子氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。
５．当社は、取締役候補者重光桜子氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
６．当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者を被保険者とした会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）を填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。各氏の再任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
７．当社は、取締役候補者重光桜子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
８．所有する当社株式の数には、MRKホールディングス役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況
候補者番号 1 巻田　眞一郎（まきた　しんいちろう） (1963年９月14日生) 【所有する当社株式の数】 21,280株	1994年５月 当社 入社 2005年10月 当社 経営企画管理部長 2009年６月 当社 経理部長 2011年９月 当社 執行役員 2014年１月 瑪露珂爾(上海)国際貿易有限公司 監事 (現任) 2014年４月 当社 執行役員 管理本部長代理 2016年４月 当社 執行役員 管理本部長 2018年10月 マルコ株式会社 執行役員 管理本部長 2020年９月 当社 内部監査部長 2022年６月 当社 取締役(監査等委員・常勤) (現任) 2022年６月 マルコ株式会社 監査役 (現任) 2025年10月 MISEL株式会社 監査役 (現任) 2025年10月 株式会社ALTIQS 監査役 (現任)
【選任理由】同氏は、長年にわたり経理・財務部門を統括し、また管理部門、内部監査部門などにも在籍したことから、当社事業についての理解も深く、その豊富な経験、実績を活かして当社業務執行への監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としたものであります。	
候補者番号 2 武藤　元（むとう　はじめ） (1961年３月15日生) 【所有する当社株式の数】 －株	1991年４月 弁護士登録 1991年４月 関東法律事務所入所 1994年７月 寒河江・武藤法律事務所 パートナー弁護士 2003年７月 医療法人社団東人会 (現医療法人社団冠心会) 監事 2004年２月 アレグレット法律事務所開設 パートナー弁護士 2008年７月 中小企業債権回収株式会社 (現リボーン債権回収株式会社) 取締役 2010年４月 アゴラ総合法律事務所 (現フォルム綜合法律事務所) 開設 所長弁護士 (現任) 2024年６月 当社 社外取締役(監査等委員) (現任)
【選任理由及び期待される役割の概要】同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、長年にわたり弁護士として法律実務に携わり培った専門的知識・経験を当社の監査体制、ガバナンスの強化に活かしていただき、当社業務執行への監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したためであります。また、同氏が選任された場合には、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。	

氏　　名	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況
候補者番号 3 くすのき　さとる 楠　智 (1960年３月24日生) 【所有する当社株式の数】 －株	1982年４月 三菱化成工業株式会社 (現三菱ケミカル株式会社) 入社 2009年４月 三菱化学株式会社上海事務所 副所長 2009年４月 三菱化成(中国)商貿有限公司 副総経理 2011年４月 三菱化学控股管理(北京)有限公司 副総経理 2013年１月 三菱化学メディエンス株式会社 (現株式会社LSIメディエンス) 総務部長 2014年４月 同社 執行役員 総務部長 2014年４月 株式会社生命科学インスティテュート 執行役員 総務部長 2017年４月 株式会社LSIメディエンス 取締役 アドミ部門長 2017年４月 株式会社生命科学インスティテュート 取締役 アドミ部門長 2019年６月 一般社団法人労働保健協会 理事 2019年８月 株式会社LSIメディエンス 取締役(総務、人事、内部統制所管) 2020年４月 同社 代表取締役常務 2024年５月 中川特殊鋼株式会社 顧問 (現任) 2024年６月 当社 社外取締役(監査等委員) (現任)
【選任理由及び期待される役割の概要】同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、長年にわたり法務を中心とした総務・人事・コンプライアンスなどの管理部門に在籍し培ってきた豊富な知識と経験を活かし、当社事業への有益な意見をいただくことで、当社業務執行への監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したためであります。また、同氏が選任された場合には、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。	

(注) １．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者武藤元氏及び楠智氏は、社外取締役候補者であります。
３．取締役候補者武藤元氏及び楠智氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、各氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
４．当社は、各候補者との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
５．当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者を被保険者とした会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）を填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。各氏の再任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。
６．当社は、取締役候補者武藤元氏及び楠智氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
７．所有する当社株式の数には、MRKホールディングス役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

2024年６月26日開催の第47期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された古川純平氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名	略　歴　、　重　要　な　兼　職　の　状　況
ふるかわじゅんぺい 古　川　純　平 （1983年６月14日生） 【所有する当社株式の数】 －株	2007年９月　弁護士登録 2007年９月　弁護士法人中央総合法律事務所 入所 2015年１月　同所パートナー (現任) 2016年６月　夢展望株式会社 社外取締役(監査等委員) (現任) 2023年８月　株式会社タカラインコーポレーション 社外取締役 (現任)
【選任理由及び期待される役割の概要】同氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、幅広い企業法務の経験を有していることから、その豊富な経験、実績を活かして、当社業務執行への助言、牽制等、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．古川純平氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
３．古川純平氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
４．当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者を被保険者とした会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）を填補することとしております。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しており、また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
５．古川純平氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以　上

【ご参考】取締役及び監査等委員である取締役の経験・専門性と当社取締役会の構成

第３号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決された場合、本定時株主総会後における当社の取締役及び監査等委員である取締役が有する経験・専門性は、下記のとおりとなります。

	氏　　名	社外	会社経営	財務・会計	法　務 コンプライアンス	人事・労務	業界知見	マーケティング
取締役	岡本雅文		○				○	○
	塩田　徹		○	○	○	○		○
	重光桜子	○		○			○	○
取締役 (監査等委員)	巻田眞一郎			○	○		○	
	武藤　元	○			○			
	楠　　智	○	○		○	○		

※上記は、各取締役のこれまでの経験・専門性をもとに当社が特に期待するものに「○」をつけており、各取締役が有する全ての知見・経験を表すものではありません。

事　業　報　告

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当社グループは、女性の皆様が輝く人生を過ごしていただけるよう、美と健康に関する多彩な商品・サービスを提供する『美の総合総社』の実現に向け、補整下着の販売を中心に、化粧品や健康関連商品並びに、マタニティ及びベビー関連商品、婚礼・宴会関連事業、美容関連事業など、魅力ある商品・サービスの拡充を推進しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、深刻化する人手不足を背景に賃金の伸びが拡大するなど雇用・所得環境に改善が見られる一方、米国の関税政策の影響や国際情勢により、景気の先行きについては不透明な状況が続いております。また、小売業界におきましては、継続的な物価上昇などにより消費者の生活防衛意識が一層強まる中、業態を超えた厳しい競争環境が続いております。

そのような状況のもと、主力事業である婦人下着及びその関連事業においては、補整下着の「リベルディーニュ」、「デコルテ リュミエス イデラ」の新色（数量限定）の投入により、客単価が向上するとともにリピート購入が順調に推移し、増収を達成いたしました。さらに、広告宣伝費の最適化や店舗戦略の見直し等コスト構造の改善を図るなど、全社的な経費の最適化を推進いたしました。

また、マタニティ・ベビー関連事業においては、在庫の適正化を目的とした新商品の投入抑制により売上高は減収となりましたが、需要動向に応じた在庫コントロールを徹底し、適正在庫の維持に努めるとともに、広告宣伝費をはじめとした各種コストの最適化を進めた結果、損益面では黒字化を達成いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高212億30百万円（前期比0.4％増）、営業利益５億80百万円（前期比46.8％増）、経常利益９億66百万円（前期比38.3％増）、2025年10月１日を効力発生日として実施しました連結子会社であるMISEL株式会社の吸収合併に伴い、第３四半期において、同社が保有していた税務上の繰越欠損金を引き継ぎ、これによる繰延税金資産を計上したことにより法人税等調整額を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は９億30百万円（前期比265.9％増）となりました。

当社グループにおける事業セグメントの概要は次のとおりです。

[婦人下着及びその関連事業]

婦人下着及びその関連事業においては、補整下着の販売及び化粧品や健康食品などの美や健康に関連する商品の販売が主要事業であります。

当連結会計年度においては、補整下着の販売が引き続き堅調に推移いたしました。主力商品シリーズの新色（数量限定）を発売したほか、ファッションインナーとしても着用できる補整下着やオーダーメイドインソールの新商品、女性特有の悩みに対応するサプリメントなど、美と健康に関する商品ラインアップの拡充を図ってまいりました。また、2026年２月には、主力商品「カーヴィシャス」の新シリーズ「カーヴィシャス エターヴェリー」を発売いたしました。これらの商品の販売が好調に推移し、加えて、期間限定で実施した分割手数料優遇施策も奏功したことにより、既存顧客の購入単価が増加いたしました。

EC販売においては、店舗販売との連携強化を継続したことで、定期販売の件数が増加いたしました。さらに、インフルエンサーの活用やメルマガ・LINEなどによる情報発信を通じて消費者との接点を拡大し、購買意欲の向上に寄与した結果、売上高は前年同期比6.5％増と好調に推移いたしました。

店舗展開においては、「MARUKO名古屋栄店」（名古屋市、2025年10月）を新規出店したほか、４店舗の移転を行い、お客様にご満足いただける店舗づくりを推進いたしました。

これらの結果から、売上高は前年比で増収を達成しました。

利益面においては、広告宣伝費の最適化や運営効率の向上と固定費の適正化を目的とした店舗展開の見直し（18店舗統廃合）実施などを通じてコスト構造の改善を進める中で、人的資本拡充や生産性向上、業務効率改善を目的とした先行投資を継続的に実施いたしました。また、当社グループの組織再編に伴う費用を当該セグメントで計上いたしました。

以上の結果、売上高は185億96百万円（前期比0.6％増）、セグメント利益は６億79百万円（前期比0.5％減）となりました。

[マタニティ及びベビー関連事業]

マタニティ及びベビー関連事業においては、マタニティ及びベビー向けのアパレルや雑貨の販売が主要事業であります。

当連結会計年度においては、国内出生数が統計開始以来、過去最少の見込みとなる厳しい状況で推移する中、「助産院監修シリーズ」などターゲット顧客層に効果的にアプローチする商品展開の拡充などにより、マタニティインナーの販売が好調に推移いたしました。

一方で、在庫適正化を目的とした新商品の投入を抑制したことから、売上高は減収となりましたが、需要動向に応じた在庫コントロールを徹底し、適正在庫の維持に努めるとともに、広告宣伝費をはじめとした各種コストの最適化を進めた結果、損益面では黒字化を達成いたしました。

以上の結果、売上高は10億85百万円（前期比12.6％減）、セグメント利益は３百万円（前期は61百万円のセグメント損失）となりました。

[婚礼・宴会関連事業]

婚礼・宴会関連事業においては、結婚式場の運営やカフェ・レストランなどの、飲食事業の運営が主要事業であります。

当連結会計年度においては、「マリーグラン赤坂」（東京都）、「グランスイート迎賓館」（愛知県小牧市）における集客の伸び悩みや稼働率が低下したものの、「グランフェスタ博多」（福岡市）では認知度向上を背景として、婚礼・宴会の利用件数が前年を大幅に上回り、婚礼・宴会事業全体では増収となりました。

利益面においては、固定費削減や運営効率向上に取り組んだ結果、収益構造の改善が進展いたしました。

以上の結果、売上高は10億円（前期比14.1％増）、セグメント損失は63百万円（前期は１億79百万円のセグメント損失）となりました。

[その他]

その他においては、美容関連事業などが主要事業であります。

当連結会計年度においては、美容業界全体における人材獲得競争の激化を背景に、求人が計画通りに進まず想定を上回る人材不足が発生し、売上高は前年比減収となりました。こうした状況のもと、中長期的な成長基盤の構築を目指し、スタイリストの育成及び集客力の強化に向けた先行投資を継続的に実施いたしました。

以上の結果、売上高は５億89百万円（前期比4.2％減）、セグメント損失は40百万円（前期は37百万円のセグメント損失）となりました。

事業区分別の売上高は次のとおりです。

事業区分	売上高(百万円)	構成比(%)
婦人下着及びその関連事業	18,596	87.6
マタニティ及びベビー関連事業	1,085	5.1
婚礼・宴会関連事業	1,000	4.7
その他	589	2.8
調整額	△40	△0.2
合計	21,230	100.0

※ 各事業区分別の売上高には、セグメント間の内部売上高又は振替高を含んでおります。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、有形固定資産に１億82百万円、無形固定資産に65百万円及び差入保証金に14百万円であります。その主なものは店舗の新規出店・移転・改装に伴うものであります。

⑶ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金１億円の調達を行いました。

⑷ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

ⅰ）親会社との関係

当社の親会社はRIZAPグループ株式会社であり、当社の普通株式を55,000,000株（議決権比率56.99%）保有しております。当社と親会社は役員の兼務等の関係があります。

当社と親会社である同社の主な取引としては、当社は同社に短期貸付金として資金の貸付を行っております。

ⅱ）親会社等との間の取引に関する事項

イ．当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しておりますので妥当性があり当社の利益を害さないものと考えております。

ロ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、社内規定に基づき、親会社から独立して意思決定を行っており、意思決定手続きの正当性については問題ないものと判断しております。

ハ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
マルコ株式会社	10百万円	100%	体型補整用婦人下着の販売、 マタニティ及びベビー関連事業
ＭＩＳＥＬ株式会社	10百万円	100%	婚礼・宴会関連事業
株式会社ＡＬＴＩＱＳ	10百万円	100%	美容関連事業

2．会社役員に関する事項

⑴ 取締役に関する事項（2026年３月31日現在）

氏　　名	地位及び担当
塩　田　　徹	代表取締役社長 社長執行役員
岡　本　雅　文	取締役 副社長執行役員
中　田　剛　史	取締役
重　光　桜　子	取締役（社外取締役）
巻　田　眞一郎	取締役 監査等委員（常勤）
武　藤　　元	取締役（社外取締役） 監査等委員
楠　　智	取締役（社外取締役） 監査等委員

（注）１．取締役（監査等委員）巻田眞一郎氏は、過去に当社の経理部門において長年にわたり業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
２．千葉健人氏は、2025年５月31日をもって取締役を辞任いたしました。
３．当事業年度中の取締役の地位・担当の異動状況は次のとおりであります。

氏　　名	異動前	異動後	異動年月日
塩田　徹	代表取締役社長	代表取締役社長 社長執行役員	2025年６月24日

４．当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位及び担当の異動状況は次のとおりであります。

氏　　名	異動前	異動後	異動年月日
塩田　徹	代表取締役社長 社長執行役員	取締役会長	2026年４月１日
岡本雅文	取締役 副社長執行役員	代表取締役社長 社長執行役員	2026年４月１日

５．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため巻田眞一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
６．当社は、社外取締役重光桜子氏並びに社外取締役（監査等委員）武藤元氏及び楠智氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月10日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会の諮問内容が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、以下のとおりであります。

『美の総合総社』として、MRKホールディングスグループの経営を担う優秀な人材を確保し、業績や株主価値との連動性をさらに高め、透明性の高い報酬制度とするため、以下のとおり役員報酬支給方針を定める。

＜基本報酬＞

・常勤または非常勤の別、業務分担の状況及び会社への貢献度等に応じて月額の定額を支給する。

＜賞　与＞

・業務執行を担う取締役を支給対象とし、１事業年度の業績を反映した賞与を支給する。
・「賞与」の具体的な算出方法は、主として連結売上高及び連結経常利益を指標とし、当該事業年度の業績目標の達成度合いに応じて支給額を決定する「オンターゲット型」とする。

なお、「基本報酬」と「賞与」の合計額の報酬限度額は、2016年６月28日開催の第39期定時株主総会で決議された年額280,000千円以内（うち社外取締役40,000千円以内）とする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		基本報酬	賞与	
取締役 (監査等委員を除く)	37,450千円	32,450千円	5,000千円	5名
取締役 (監査等委員)	16,380千円	16,380千円	－	3名

(注) 1．上記には、2025年5月31日をもって辞任した取締役（監査等委員を除く）１名を含んでおります。
2．取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3．社外取締役（監査等委員を除く）１名に対する基本報酬は4,050千円であり、上記報酬等の総額に含まれております。
4．社外取締役（監査等委員）２名に対する基本報酬は4,800千円であり、上記報酬等の総額に含まれております。
5．賞与に係る業績指標は連結売上高及び連結経常利益であり、その実績は「連結損益計算書」に記載のとおりであります。当該指標を選択した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識とともに、中長期的な企業価値向上への意識を高めるためであります。当社の賞与は、当該事業年度の業績目標の達成度合いに応じて支給額を決定する「オンターゲット型」で算定しております。
6．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年６月28日開催の第39期定時株主総会において年額280,000千円以内（うち社外取締役40,000千円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は３名であります。取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年６月28日開催の第39期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は３名（うち社外取締役は２名）であります。
7．取締役会は、代表取締役塩田徹氏に対し、常勤または非常勤の別、業務分担の状況及び会社への貢献度等を踏まえた各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の業務分担、会社への貢献度等を踏まえた評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定に際しては、指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

③ 社外役員が親会社等又はその子会社等（当社を除く。）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（2026年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**【13,631,391】**	**流動負債**	**【3,860,447】**
現金及び預金	2,392,524	買掛金	1,492,289
売掛金	5,548,721	短期借入金	100,000
商品	1,217,841	１年内返済予定の長期借入金	267,880
原材料及び貯蔵品	500,633	リース債務	35,466
関係会社短期貸付金	3,500,000	未払法人税等	70,691
その他	650,555	賞与引当金	125,000
貸倒引当金	△178,883	ポイント引当金	92,000
固定資産	**【6,065,415】**	株主優待引当金	31,005
（有形固定資産）	**（3,647,288）**	資産除去債務	14,848
建物及び構築物	2,063,112	その他	1,631,264
機械及び装置	31,841	**固定負債**	**【530,270】**
車両運搬具	0	リース債務	62,723
工具、器具及び備品	106,484	繰延税金負債	8,489
土地	1,352,437	資産除去債務	454,960
リース資産	88,748	その他	4,097
建設仮勘定	4,664	**負債合計**	**4,390,718**
（無形固定資産）	**（215,003）**	**（純資産の部）**	
（投資その他の資産）	**（2,203,123）**	**株主資本**	**【14,770,158】**
関係会社長期貸付金	48,879	資本金	6,491,360
繰延税金資産	244,316	資本剰余金	6,473,978
退職給付に係る資産	1,072,091	利益剰余金	2,214,867
その他	923,030	自己株式	△410,048
貸倒引当金	△85,193	**その他の包括利益累計額**	**【535,930】**
		退職給付に係る調整累計額	535,930
		純資産合計	**15,306,088**
資産合計	**19,696,807**	**負債純資産合計**	**19,696,807**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年４月１日から 2026年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**21,230,931**
売上原価		**5,311,837**
売上総利益		15,919,093
販売費及び一般管理費		**15,338,979**
営業利益		580,113
営業外収益		
受取利息	406,457	
助成金収入	73,786	
その他	58,991	539,235
営業外費用		
支払利息	60,994	
支払手数料	46,572	
租税公課	20,759	
株主優待引当金繰入額	10,509	
その他	14,085	152,922
経常利益		966,426
特別利益		
固定資産売却益	7,273	
その他	521	7,794
特別損失		
減損損失	62,425	
災害による損失	7,325	
その他	12,554	82,305
税金等調整前当期純利益		**891,916**
法人税、住民税及び事業税	195,681	
法人税等調整額	△233,782	△38,100
当期純利益		**930,017**
親会社株主に帰属する当期純利益		**930,017**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月21日

MRKホールディングス株式会社
取 締 役 会　御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　上 西 貴 之
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　桑 垣 圭 輔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、MRKホールディングス株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MRKホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月21日

MRKホールディングス株式会社
取 締 役 会　御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　上 西 貴 之
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　桑 垣 圭 輔

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、MRKホールディングス株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容については検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月21日

MRKホールディングス株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　巻　田　眞一郎　㊞

監　査　等　委　員　武　藤　　元　㊞

監　査　等　委　員　楠　　智　㊞

（注）監査等委員武藤元及び楠智は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　大阪市北区大淀中一丁目１番30号
梅田スカイビル　タワーウエスト７階
当社会議室
電話　０６－７６５５－５０００

交通　ＪＲ「大阪駅」中央北口より徒歩10分
阪急「大阪梅田駅」茶屋町口より徒歩15分
阪神「大阪梅田駅」百貨店口より徒歩15分
大阪メトロ「梅田駅」５番出口より徒歩15分

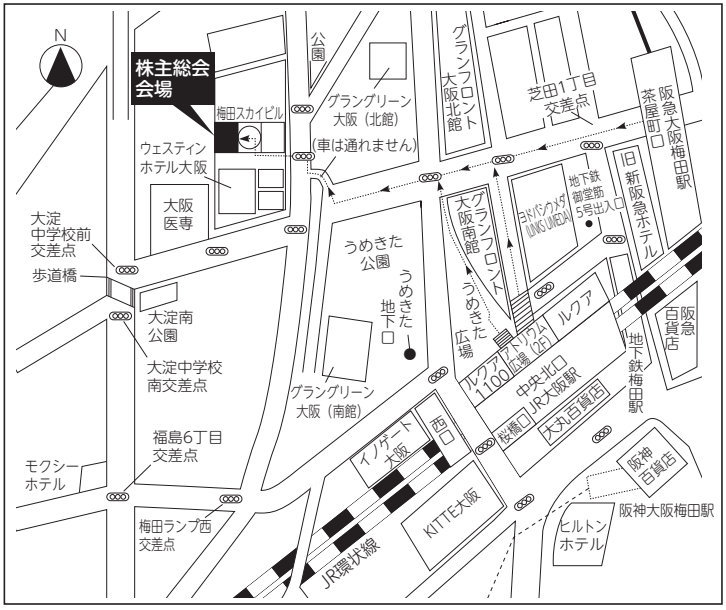

※本総会専用の駐車場はご用意しておりませんので、お車でご来場の際は、近隣の有料駐車場のご利用をお願い申しあげます。

UD FONT